

川崎市教育環境整備推進会議設置要綱

平成20年8月25日

20川教企第61号

(目的及び設置)

第1条 子どもたちの教育の機会均等と水準の安定的な確保を図り、良好な教育環境の整備の推進を目的として、川崎市教育環境整備推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、良好な教育環境の整備に係る次の事項について検討するものとする。

- (1) 計画的な学校施設の整備
- (2) 通学区域の見直し等
- (3) その他良好な教育環境の整備等に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育次長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務企画局長
- (2) 財政局長
- (3) こども未来局長
- (4) まちづくり局長
- (5) 建設緑政局長

(会議等)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長及び副委員長とともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、区長等関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第5条 推進会議は、教育環境の整備に係る調査検討を行うため、検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、次に掲げる職員をもって組織する。

(1) 総務企画局行政改革マネジメント推進室長

(2) 総務企画局都市政策部長

(3) 総務企画局都市政策部企画調整課長

(4) 総務企画局公共施設総合調整室長

(5) 財政局財政部長

(6) 財政局財政部財政課長

(7) こども未来局青少年支援室長

(8) まちづくり局市街地整備部長

(9) まちづくり局拠点整備推進室長

(10) まちづくり局施設整備部長

(11) まちづくり局総務部企画課長

(12) 建設緑政局道路河川整備部長

(13) 教育委員会事務局教育政策室長

(14) 教育委員会事務局教育環境整備推進室長

3 検討部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議及び検討部会の庶務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

附 則

この要綱は、平成20年9月3日から施行する。

附 則 (平成22年4月26日22川教企第29号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日25川教企第25号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年9月18日27川教企第64号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成29年9月5日29川教企第58号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年10月19日30川教企第70号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成31年4月25日31川教企第25号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日2川教政第55号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和2年10月9日2川教政第256号)

この要綱は、決裁の日から施行する。